

所謂總額減免トハ戦々ノ身ノ上ナリ朝ハ
曉ノ期星ヲ發ニ頂キ家ヲ出テ曉ハ宵ノ期
星ヲ身ニ浴ヒテ斯ル薄給ニテ勤キツ、アリ
吾々ハ何ソ憐ナリ、穀クハ戦々ノ要水ヲ容
シラレヨ給ニ賜ミシテ條ヲ以テ戦々ノ衣食住
ヲ安定ニ爲ラシムルモノナリトス、

第一條 賃銀日給ヲ一割増スコト。
第二條 労働時間ヲ十時間ニ短縮スコト。
第三條 解雇手前ヲ制定ノコト。
以上

特報第一九二八號

大正十二年二月十七日

大阪府知事 井上孝哉

内務大臣 水野錬太郎 殿
内務省 社会局長 官 殿
警視廳 京都愛知岐阜奈良
兵庫、各廳府縣長 官 殿
大阪地方裁判所 檢事 止 殿

大日本紡績津守工場ニ於ケル
勞働爭議ニ関スル 件

(第二報)

昨十六日午前中ノ交渉ニ於テ要求事
項中、主要ナルモノトセラルル日給
一割増額ニ関シ會社側ハ三分増額ト
云ハルニ對シ職工側ハ八分増額ヲ主